

ソフトウェア使用許諾契約書

この契約書は、お客様が購入された下記ソフトウェア製品に関して、お客様とサイオステクノロジー株式会社（以下「弊社」といいます）との間に締結される、法的な拘束力を持つ契約書です。この契約書の各条項を、充分にお読みください。本ソフトウェア製品をご使用いただいた場合には、この契約書の全ての条項を承諾したものとみなさせていただきます。この契約書にご同意いただけない場合には、本ソフトウェア製品をご利用いただけません。なお、この契約書は本ソフトウェアの使用許諾についての証明ですので、大切に保管してください。

製品名 : SpeedocAI for RICOH

1. 本ソフトウェアの著作権

- ①本ソフトウェア（コンピューターソフトウェアおよびこれを記録した記録媒体、ならびにマニュアルなどの印刷物、電子文書を含みます）は、著作権法、国際著作権条約その他の無体財産権に関する法律および条約によって保護されています。
- ②本ソフトウェアの著作権は、弊社またはその供給者が有しています。お客様は、本ソフトウェアを複製（コピー）することはできません。

2. 使用条件

弊社はおお客様に対して、この契約に基づき、以下の権利を許諾します。

- ①お客様は、本ソフトウェアに含まれる SpeedocAI for RICOH 本体を特定する 1 台の複合機、OCR 機能を除くエージェントをコンピューターへインストールして使用することができます。
- ②お客様が、ソフトウェアライセンスを保有している場合は、本ソフトウェアを業務目的とする複合機にインストールして使用することができます。

3. その他の条件

- ①お客様は、本ソフトウェアを第三者に貸与、リースまたはこれに類する行為をすることはできません。ただし、弊社が別途同意した場合を除きます。
- ②本ソフトウェアが複数の部分から構成されている場合、お客様は、許可なくその構成部分を分離して複数の複合機およびコンピューターで使用することはできません。
- ③お客様は、このソフトウェア使用許諾契約書、本ソフトウェア、マニュアルその他のすべての付属物を同じ譲受人に譲渡し、一切の複製物を保持せず、かつ譲受人がこのソフトウェア使用許諾契約書に同意した証として弊社に届け出がなされた場合にかぎり、本ソフトウェアおよびこの契約に基づくお客様の権利を第三者に譲渡することができます。本ソフトウェアがアップグレード版の場合は、本ソフトウェア以前のすべてのバージョンを同時に譲渡しなければなりません。

4. 品質保証

- ①本ソフトウェアがマニュアルどおり正常に動作しない場合や、マニュアルその他の印刷物に落丁、乱丁が生じていた場合には、本ソフトウェアをお買い上げ後 30 日間以内に限り、弊社の判断に基づき、良品と交換させていただきます。
- ②交換後の製品の保証期間は、その納入日より 60 日間とさせていただきます。交換後の製品についても、このソフトウェア使用許諾契約書の各項が適用されるものとします。
- ③弊社は、火災、地震その他の自然災害、第三者による行為、お客様の故意、過失、誤操作もしくはその他異常な条件下での使用によって本ソフトウェアに生じた不具合については、一切保証いたしません。
- ④弊社は、本ソフトウェアおよびマニュアルその他の印刷物に関し、その品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性を含むすべての明示または黙示の保証を、一切行わないものとします。
- ⑤本ソフトウェアの使用または使用不能から生じた損害については、一切保証いたしません。
- ⑥弊社は、欠陥を修正するか、欠陥を回避する方法を教授するか、本ソフトウェアを交換するかの方法を選択して、保証を履行するものとします。その保証の選択については、弊社の裁量によるものとします。

5. 責任の制限

- ①弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき弊社が予見し、また予見し得た場合を含みます）および第三者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について、一切の責任を負いません。
- ②いかなる場合においても弊社の責任は、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

6. 契約の有効期間

- ①この契約の有効期間は、契約成立の時から、お客様が本ソフトウェアの使用を終了するまでとします。
- ②お客様がこの契約のいずれかの条項に違反した場合、またはお客様が差押、仮差押、仮処分もしくはその他強制執行の申立を受けた場合は、弊社はこの契約を解除し、お客様の本ソフトウェアの使用権利を終了させることができるものとします。
- ③この契約が終了した場合、お客様はすみやかに、本ソフトウェアの一切をお客様のご負担で弊社にご返却いただくか、破棄していただくものとします。

7. その他

- ①この契約は、日本国の法律に準拠するものとします。
- ②この契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。